地域生活支援拠点等について

2021年(令和3年)7月 福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課 地域生活支援拠点とは、障害児者の重度化・高齢化・ 「親亡き後」を見据え、

居住支援のための機能

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域 全体で支えるサービス提供体制の構築です。 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、 地域の障がい児者を支援する

多機能拠点整備型と

地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障がい児者を支援する 面的整備型 があります。

多機能拠点整備型

等

GH併設型

体験の機会・場 がループホーム

この場合、専門的な知識・ 技術を有するスタッフによ

る支援や夜間の支援体制等

を確保する観点等から、一

定程度の規模が必要なケー

スも考えられる。

単独型



面的整備型



本市におきましては「障がい児者 が地域において安心して自立した生 活を実現できるまち」をめざすべき 姿に掲げ、本年4月からエリアを限定 して. 面的整備型で実施することと しています。

今後は、実施地域の現状・課題等を整理・分析し、本事業の全市での実施に向けた方向性を定めることとしています。

引き続き、本事業の円滑な実施に 向け、ご協力の程よろしくお願いし ます。

併せて、施設から在宅への移行促進の観点から、自立生活援助や地域移行支援、地域定着支援の基盤整備を図る必要もあります。

これらのサービスへの参入 につきましても、前向きにご 検討いただきますようよろし くお願いします。